

# みのおワーキングNEWS

2007年2月1日  
NO. 38

発行：箕面市地域振興部商工観光課 〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-721-9907

## 箕面市からのお知らせ

### ヒューマンコミュニティみのお 障害者問題連続講座

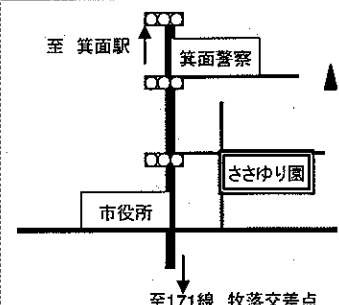
**無料**

## 「障害のある人が社会で働くということ」のご案内

<p><b>2月16日</b> (金) 午後6時半 ～8時半</p>	<p><b>「障害のある仲間に支えられて」</b> 講師：高見 正章 氏 (株式会社白栄舎 代表取締役)</p> <p>事業所は、東大阪市にあるクリーニング店です。20年以上前に地元の養護学校から知的障害者を受け入れたことが障害者雇用のきっかけです。現在は37名の従業員のうち、21名が障害者です。工場が火災で使えなくなった時もありましたが、障害のある従業員に支えられて乗り切り、今の会社があります。「障害者だからできない」なんてことはないのです。</p>
--	--

<p><b>3月16日</b> (金) 午後6時半 ～8時半</p>	<p><b>「障害のある人から教えられたこと」</b> 講師：竹中 輝美 氏 (株式会社第一サービス 代表取締役)</p> <p>淀川区にあるおしぼりのリース会社です。20年ほど前にハローワークの紹介で自閉症の成年を雇用したのがきっかけです。現在は、11名の従業員のうち、7名が知的障害者です。 平成12年からは、無認可作業所を運営していて、障害者の就労と生活に真正面から取り組んでいます。</p>
--	---

- \* 場所；箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」  
(箕面市西小路3-9-9)
- \* 主催；箕面市
- \* 運営；箕面市障害者事業団 (723-1210)



## 目 次

ヒューマンコミュニティみのお・障害者問題連続講座について [箕面市]	表紙
障害者雇用促進法の改正について [池田公共職業安定所]	2～3ページ
豊能地域・労働なんでも相談会についてほか [大阪府総合労働事務所]	4ページ
職場におけるセクシュアルハラスメント対策について [大阪労働局]	5～6ページ
最低賃金について [淀川労働基準監督署]	7～8ページ

ご存知でしたか？

## 障害者雇用促進法が改正されました。

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されました。

### 1 精神障害者に対する雇用対策を強化しました。

#### 精神障害者に対する雇用率制度の適用

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率（実雇用率）に算定できることとなります。また、納付金・調整金・報奨金の算定においても同様の取扱いとなります。なお、法定雇用率（民間企業は 1.8%）は現行通りです。

$$\begin{array}{l} \text{各企業の雇用率算定} \\ \text{（実雇用率）} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{雇用する身体障害者・知的障害者の数} \\ + \text{雇用する精神障害者の数} \end{array} \text{（※）}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$

※ 短時間労働（20時間以上30時間未満）の精神障害者についても0.5人分とカウントし、各企業の雇用率（実雇用率）に算定できます。

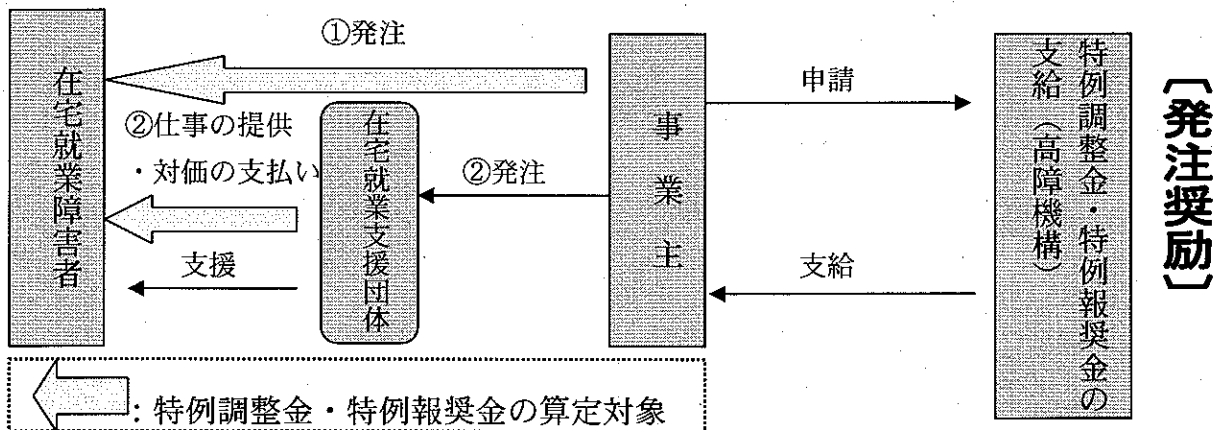
### 2 在宅就業障害者支援制度を創設しました。

#### 特例調整金・特例報奨金の支給

在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）

また、事業主が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）

※ 特例調整金の支給対象となる事業主は、常用労働者301人以上の事業主です。また、特例報奨金の支給対象となる事業主は、報奨金支給対象事業主です。



### 3 障害者福祉施策との有機的な連携を図ります。

障害者保健福祉の分野では、授産施設等の福祉施設や作業所を機能別に再編成することにより、福祉的

就労から一般雇用への移行を促進する改革を行うこととしています。

障害者雇用の分野においても、障害保健福祉施策と連携を図りながら就職支援等の支援を行うことにより、一般雇用への移行を促進するための施策を講じることとしています。

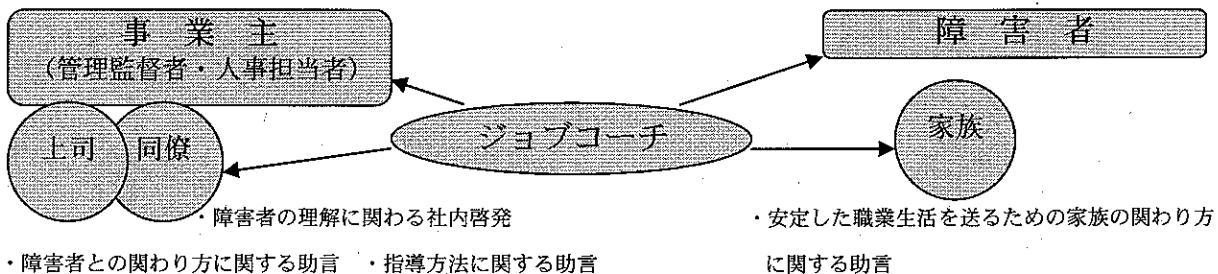
#### 4 助成金制度の拡充を行いました。

##### ジョブコーチ助成金（職場適応援助者助成金）の創設

◎ジョブコーチとは・・・

ジョブコーチ（職場適応援助者）とは、障害者が実際に働く職場において、障害者・事業主・障害者の家族に対して職場定着に向けたきめ細かな人的支援を行う者のことです。

- ・障害特性に配慮した雇用管理に関する助言
- ・配置、職務内容の設定に関する助言
- ・作業遂行力の向上支援
- ・健康管理、生活リズムの構築支援
- ・職場内コミュニケーション能力の向上支援



【法改正前（17年9月まで）】

【法改正後（17年10月～）】

##### ジョブコーチ支援事業

###### ジョブコーチ（配置型）

- ・地域障害者職業センターに配置
- ・障害者職業カウンセラーの指示の下、社会福祉法人等の協力機関と連携し、専門的な支援を実施

###### ジョブコーチ（協力機関型）

- ・地域障害者職業センターから福祉施設に支援業務を委託
- ・障害者職業カウンセラーの指示の下連携して支援を実施

##### ジョブコーチ支援事業

###### ジョブコーチ（地域センター型）

- 高度な専門性
- ・地域障害者職業センターに配置
- ・障害者職業カウンセラーの指示の下、支援難度の高い障害者（精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等）を中心に支援

##### ジョブコーチ助成金

###### 第1号ジョブコーチ（福祉施設型）

- 生活支援と一体
- ・福祉施設が行なうジョブコーチ支援に助成金を支給
- ・障害者をよく知る身近な福祉施設にの支援者が生活面の支援とあわせて支援を実施

###### 第2号ジョブコーチ（事業所型）

- 職場に精通
- ・事業主が自らジョブコーチを配置する場合に助成金を支給
- ・職場や業務内容を熟知し、指導経験が豊富な企業内の人材が支援を実施

#### ジョブコーチ助成金

お問合せ先

ハローワーク池田 専門援助部門

池田市 栄本町1-2-9

TEL 072-751-2595

## Q&A 労働相談

**Q** パートタイマーや短期の派遣、契約社員でも雇用保険に加入できますか？

**A** 適用要件を満たしていれば雇用保険の被保険者となります。

雇用保険は失業した時に必要な給付が受けられるなど、労働者の生活安定と求職活動を容易にし、就職の促進、失業の予防、能力の開発・向上、労働者の福祉の増進等を図ることを目的とした制度です。

雇用保険は、業種・規模等を問わずすべての事業が適用を受ける強制加入の保険です。適用要件を満たしていれば、パートタイマーや派遣社員でも被保険者となります。

(パートタイマーへの適用)

例えば、パートタイマーの場合は、次の2つの要件を満たせば、雇用保険の被保険者となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 1年以上引き続き雇用されることが見込まれる

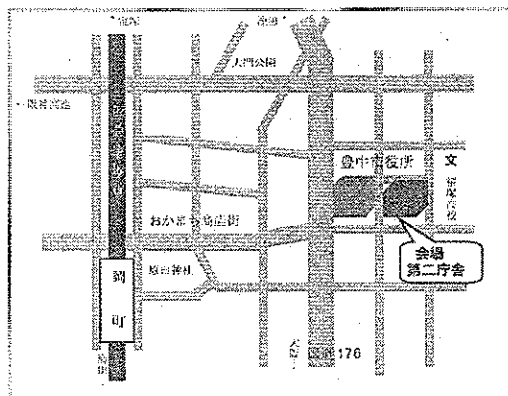
※ 詳しくはご相談ください。

**大阪府総合労働事務所北大阪センター 06-6872-3030**

### 豊能地域 労働なんでも相談会 in 豊中

■ 日 時 平成19年2月16日 (金)  
午後1時から午後7時

■ 場 所 豊中市役所第二庁舎1階ロビー  
(豊中市中桜塚3-1-1)  
\*車での来場はご遠慮ください



専用ダイヤルによる電話相談と面談による相談会です

**相談専用ダイヤル 06-6857-7093**

**弁護士相談もあります (面談のみ・予約制 午後3時から午後6時)**

弁護士相談の予約先……大阪府総合労働事務所北大阪センター 電話 06-6872-3030

お問合せ 豊中市市民生活部商工労政課(労働会館) 06-6334-5211

大阪府総合労働事務所北大阪センター 06-6872-3030

**職場におけるセクシュアルハラスメント対策の措置が義務化されます！**

平成19年4月1日施行の改正男女雇用機会均等法第11条により、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置として、以下の9項目が指針で定められました。

企業規模や、職場の状況にかかわらず、**すべての事業主に義務づけられます**。就業規則の見直しなど、改正法に沿った早急な対応をお願いします。

**法第11条関係の改正ポイント**

- ◎男性に対するセクシュアルハラスメントも対象になります
- ◎雇用管理上の措置義務となります
- ◎対策が講じられず是正指導にも応じない場合は企業名公表の対象になります
- ◎紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の対象になります

**事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置（指針）**

(1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容及び職場におけるセクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ② 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。  
(※文書に規定するに当たって、セクシュアルハラスメントの行為の程度別に対処の内容が明らかになるようにしなければならない。)

(2) 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定めること。
- ④ ③の相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、職場におけるセクシュアルハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。

### (3) 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥ ⑤により、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置及び被害を受けた労働者に対する措置をそれぞれ適正に行うこと。
- ⑦ 改めて職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。

なお、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること。

### (4) (1) から (3) までの措置と併せて講ずべき措置

- ⑧ 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該セクシュアルハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。
- ⑨ 労働者が職場におけるセクシュアルハラスメントに関し相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

#### ☆派遣の場合

派遣労働者については、派遣先・派遣元ともに均等法第11条の規定が適用されますので、派遣先の事業主も上記①～⑨までの措置をすべて、講じなければなりません。

#### 【お問い合わせ先】

#### 大阪労働局雇用均等室

〒540-8527 大阪府中央区大手前4-1-67 (大阪合同庁舎第2号館8階)

電話 06-6941-8940 FAX 06-6946-6465

(大阪労働局HP <http://www.osaka-rodo.go.jp>)

#### 事業所の福利厚生制度は

#### 箕面市勤労者互助会で！

楽しく、安心して働ける職場づくりをめざして、市内の中小企業の事業主と従業員及び箕面市が協力して、職場の福利厚生面の充実を図るため、共済給付事業や福利厚生事業などを行っています。月々500円の会費でお見舞い金やお祝い金の給付、バスツアーやボウリング大会、人間ドックの利用補助など、従業員の福利厚生の充実が図れます。

\*詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

\*ご連絡をいただければ、説明に伺います。

**箕面市勤労者互助会 (西小路4-6-1 箕面市役所内 電話 724-6727)**

# 大阪府内の事業所で働く方に適用される 最低賃金

産 業	時間額 (発効年月日)	適用が除外される方
塗 料 製 造 業	<b>830</b> 円 (平成17年10月31日)	次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄 鋼 業	<b>817</b> 円 (平成18年11月30日)	
一般機械器具製造業、暖房装置・配管工用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>807</b> 円 (平成18年10月31日)	
自動車・同附属品製造業	<b>802</b> 円 (平成18年11月30日)	
電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業	<b>784</b> 円 (平成18年10月31日)	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	<b>781</b> 円 (平成18年11月30日)	次の業務に主として従事する方 (1) 手作業による包装又は袋詰め業務 (2) 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用する組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
自動車小売業	<b>793</b> 円 (平成18年11月30日)	
各種商品小売業 (衣、食、住にわたる商品を小売する事業所)	<b>754</b> 円 (平成18年11月30日)	
上記以外の産業	<b>712</b> 円 (平成18年9月30日)	適用の範囲 上記以外の産業で働くすべての方 (上記の産業の最低賃金の適用が除外される方を含む。)

- (1) 18歳未満又は65歳以上の方
- (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方

◎発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。  
◎裏面もご参照ください。

## 大阪労働局

労働基準部賃金課	06-6949-6502	東大阪労働基準監督署	06-6723-3006
大阪中央労働基準監督署	06-6941-0451	岸和田労働基準監督署	0724-31-3939
大阪南労働基準監督署	06-6653-5050	堺労働基準監督署	072-238-6361
天満労働基準監督署	06-6358-0261	羽曳野労働基準監督署	0729-56-7161
大阪西労働基準監督署	06-6531-0801	北大阪労働基準監督署	072-845-1141
西野田労働基準監督署	06-6462-8101	泉大津労働基準監督署	0725-32-3888
淀川労働基準監督署	06-6350-3991	茨木労働基準監督署	072-622-6871

1

**賃金は、実際に支払われる賃金から次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。**

- (1) 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）
- (3) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (4) 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

2

**最低賃金額は時間額で定められていますので、時間給以外（月給など）で支払われている場合は、時間額に換算して最低賃金額と比較する必要があります。**

賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- (1) 時間給制の場合 ▶  $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額}$
- (2) 日給制の場合 ▶  $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$
- (3) 月給制の場合 ▶  $\frac{\text{月給額} \times 12 \text{か月}}{\text{年間総所定労働日数} \times \text{所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額}$

3

**最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法により無効となります。**

4

**最低賃金額未滿の賃金を支払った場合は、罰則が適用されます。**

最低賃金について不明の点がありましたら

— お問い合わせ —  
淀川労働基準監督署 TEL 06-6350-3991 (代)